

「マスコットキャラクター」を活用した市民活動への新たなビジネスモデル

田中 僚¹

¹浜松河川国道事務所 河川管理課（〒430-0811 浜松市中区名塚町266）

河川で活動する市民団体は、「活動資金・イベント経費の確保」に課題を抱えていることが多く、市民団体が持続的に活動できるシステムが求められている。浜松河川国道事務所では、天竜川治水事業90周年を記念して、天竜川下流部の魅力をPRするマスコットキャラクターが作成された。作成されたマスコットキャラクターは、天竜川のPRと保全等の意識向上に役立てるとともに、市民団体等の方々にSNSや普及啓発グッズ等へ活用が可能となっている。そして、その収益を新たな活動資金へと繋げていく新たなビジネスモデルの取り組みを実施しているため、その概要を報告する。

キーワード：マスコットキャラクター，りゅっぴい，市民団体，活動資金

1. はじめに

河川は、多様な生物を育み、地域固有の生態系を支える自然公物であるとともに、「地域共有の公共財産」であり、河川管理者のみならず地域住民自らが流域における活動の中で、守り育てていくものである。よりよい川を実現するという理念のもと、地域住民も行政も「川は地域共有の公共財産」であるという共通認識をもち、連携していくことが不可欠である。¹⁾これは、平成12年の河川審議会管理部会答申(河川における市民団体等との連携方策のあり方について)において、示されたものである。実際に、河川環境をよりよいものとするため、河川管理者のみならず、様々な市民団体が活動している。

しかし、これらの市民団体は、活動資金やイベント経費の確保について、課題を抱えていることが多く、思うように活動できていない問題がある。

本論文では、天竜川をPRするマスコットキャラクターを、市民団体等の方々が発行している普及啓発グッズや、SNSへ活用してもらい、その収益を新たな活動資金として繋げていく取り組みについて報告する。

2. 天竜川マスコットキャラクター「りゅっぴい」

平成29年は、天竜川治水事業（第2次改修）が90周年を迎えた。これを期に、浜松河川国道事務所では、天竜

川下流部の魅力をPRするマスコットキャラクターを公募し、「りゅっぴい」を作成した。マスコットキャラクター「りゅっぴい」の概要を図-1に示す。



【理念】

明治時代、天竜川は「暴れ天竜」として毎年のように氾濫し、流域の人々に災いをもたらしてきました。被災者の高齢化、治水事業の進展などから、災害の風化が進んでいます。

そのため、治水事業が90周年を迎えるこの期に、天竜川PRをし、「暴れ天竜」の認知向上や、天竜川により親しみをもって頂くことを目標としています。

図-1 マスコットキャラクター「りゅっぴい」の概要

(1) 「りゅっぴい」作成の流れ

①マスコットキャラクターの公募（平成29年8月1日～平成29年9月29日）

天竜川をPRするキャラクターとして募集し、129件の応募があった。

②第1回天竜川マスコットキャラクター選考委員会（平成29年8月25日）

マスコットキャラクター選考方法について決定した。

（図－2にキャラクター選考の流れを示す。）

③第2回天竜川マスコットキャラクター選考委員会（平成29年10月25日）

応募された作品を、各委員で評価し、評点の高い5作品に絞り込んだ。

④マスコットキャラクター総選挙（一般投票）（平成29年12月1日～平成29年12月27日）

絞り込んだ5作品で、一般投票を行った。投票は、郵送・Eメール・FAXの他、事務所や関係市町の役所に設置した投票箱で受け付けた。

⑤第3回天竜川マスコットキャラクター選考委員会（平成30年1月12日）

一般投票により、総数697票の投票があり、そのうち230票を集めた「りゅっぴい」が最優秀賞に選ばれ、マスコットキャラクターとして決定した。



図－2 キャラクター選考の流れ

(2) 「りゅっぴい」の管理運営

「りゅっぴい」の管理運営主体として、「天竜川ブランディング推進委員会」を発足した。この委員会は、関係機関・団体とともに地元の協力を得て、天竜川のPRと保全等を目的とし、天竜川マスコットキャラクターの管理運営を行う。管理運営とは、主に「りゅっぴい」の利用についての審査であり、規則に則り申請者の利用内容の審査、利用状況の情報提供、商標権の管理を行っている。天竜川ブランディング推進委員会の委員名簿を表－1に示す。

表－1 天竜川ブランディング推進委員会の委員名簿

役職	所属
委員長	浜松河川国道事務所事務所長
副委員長	浜松市土木部河川課
委員	磐田市道路河川課
委員	天竜川漁業協同組合
委員	佐久間ダム非出資漁業協同組合
委員	天竜森林組合
委員	浜松工業高校デザイン科
委員	浜松観光コンベンションビューロー 観光推進事業部
委員	磐田市観光協会
事務局	浜松河川国道事務所

(3) 「りゅっぴい」を取り巻く権利

「りゅっぴい」を管理していくためには、「天竜川ブランディング推進委員会」が「りゅっぴい」の利用を把握する必要がある。他者に、無断で使用されないためには、「りゅっぴい」の著作権、商標権を持っている必要がある。著作権は、著作者が持っているが、著作権は、譲渡が可能であるため、著作者から「天竜川ブランディング推進委員会」へ権利譲渡が行われた。商標権は、商標登録することによって取得できるので、「天竜川ブランディング推進委員会」が「りゅっぴい」の商標登録を行った。

また、著作権とは別に、著作者人格権という権利もあるが、これは著作者だけに発生する権利である。著作者人格権は、著作者が所有したままであるが、今回は、公募の条件に、委員会及び委員会が指定する第三者に著作者人格権を行使できないと明示し、応募を募っている。

a) 著作権の概要²⁾

著作権（財産権）とは、著作物の利用を許諾したり禁止する権利である。著作権は、その一部又は全部を譲渡したり相続したりすることが可能な権利となっている。

著作権は、著作物の利用方法によって、さらに細かく定められており、複製権、上演権・演奏権、上映権、公衆送信権・公の伝達権、口述権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権、翻訳権・翻案権、二次的著作物の利用権がある。著作権（財産権）詳細を、表-2に示す。

b) 著作者人格権の概要²⁾

著作者人格権とは、著作者の人格的利益を保護する権利である。著作者人格権は、著作者だけが持っている権利で、譲渡したり、相続したりすることはできない（一身専属権）。この権利は著作者の死亡によって消滅するが、著作者の死後も一定の範囲で守られることになっている。著作者の人格権には、公表権、氏名表示権、同一性保持権がある。著作者人格権の詳細を、表-3に示す。

c) 商標権の概要³⁾

商標権は、商標法に基づいて設定されるもので、特許庁に商標登録出願をし、審査を経て、商標登録原簿に設定の登録がなされることで、商標権が発生する。

商標権者は、指定商品又は指定役務について登録商標の使用をする権利を専有する。さらに、他人によるその類似範囲の使用を排除することができる。商標権の効力は、日本全国に及ぶが、外国には及ばない。

商標権の効力が及ぶ範囲を、図-3に示す。

商標権の効力が及ぶ範囲		指定商品又は役務		
		同一	類似	非類似
商標	同一	専用権	禁止権	×
	類似	禁止権	禁止権	×
	非類似	×	×	×

×印の部分には、商標権の効力は及びません。

図-3 商標権の効力が及ぶ範囲

3. 「りゅっぴい」を利用した新たなビジネスモデル

一般企業や市民団体等は、天竜川ブランディング推進委員会の許諾を受けることで、「りゅっぴい」を利用した商品の販売が可能となる。これにより得られた収益は、利用許諾申請者に全額入ることとなっており、天竜川ブ

表-2 著作者人格権の詳細

公表権	自分の著作物で、まだ公表されていないものを公表するかしないか、するとすれば、いつ、どのような方法で公表するかを決めることができる権利
氏名表示権	自分の著作物を公表するときに、著作者名を表示するかしないか、するとすれば、実名か変名かを定めることができる権利
同一性保持権	自分の著作物の内容又は題号を自分の意に反して勝手に改変されない権利

表-3 著作者（財産権）の詳細

複製権	著作物を印刷、写真、複写、録音、録画などの方法によって有形的に再製する権利
上演権・演奏権	著作物を公に上演したり、演奏したりする権利
上映権	著作物を公に上映する権利
公衆送信権・公の伝達権	著作物を自動公衆送信したり、放送したり、有線放送したり、また、それらの公衆送信された著作物を受信装置を使って公に伝達する権利 ※自動公衆送信とは、サーバーなどに蓄積された情報を公衆からのアクセスにより自動的に送信することをいい、また、そのサーバーに蓄積された段階を送信可能化という。
口述権	言語の著作物を朗読などの方法により口頭で公に伝える権利
展示権	美術の著作物と未発行の写真著作物の原作品を公に展示する権利
頒布権	映画の著作物の複製物を頒布（販売・貸与など）する権利
譲渡権	映画以外の著作物の原作品又は複製物を公衆へ譲渡する権利
貸与権	映画以外の著作物の複製物を公衆へ貸与する権利
翻訳権・翻案権など	著作物を翻訳、編曲、変形、翻案等する権利（二次的著作物を創作することに及ぶ権利）
二次的著作物の利用権	自分の著作物を原作品とする二次的著作物を利用（上記の各権利に係る行為）することについて、二次的著作物の著作権者が持つものと同じ権利

ランディング推進委員会には、収益は入らない。このように、「りゅっぴい」を利用することで、市民団体等の新たな活動資金源を生みだし、天竜川の魅力を伝えるとともに、市民団体等が持続的に活動できるビジネスモデルが可能となった。「りゅっぴい」の利用申請フローを図-4に示す。

現在までに、次のような利用申請がある。

- ① イベントのポスター、のぼり旗、チラシのキャラクターに「りゅっぴい」を利用
- ② 工事看板や工事車両の明示プレートにイメージアップとして「りゅっぴい」を利用
- ③ 「りゅっぴい」をSNSへ利用

例として、工事車両の明示プレートへの利用を、図-5に示す。

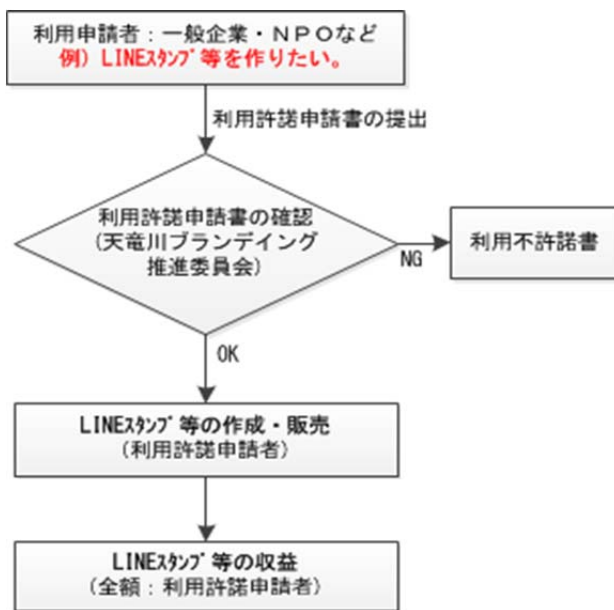


図-4 「りゅっぴい」の利用申請フロー



図-5 工事車両の明示プレートへの利用

4. 「りゅっぴい」作成にあたり苦労した点

(1) 商標登録の区分について

商標登録は、その使用内容によって第1類～第45類の区分がある。多くの区分で商標登録をしておくことで、よりいっそう内容を保護することができるが、登録には、区分1つごとに費用がかかる。

予算が限られている中で、すべての区分で登録することができないため、今後の「りゅっぴい」の利用目的を考慮し、第35類「広告、トレーディングスタンプの発行、経営の診断又は経営に関する助言、市場調査又は分析、商品の販売に関する情報の提供、河川の事業の管理、河川の管理を事業とする者の事業の管理、広告用具の貸与、インターネット上での広告スペースの貸与」の1区分に絞り登録した。

(2) 商標登録出願人の財産放棄について

前述のとおり、「りゅっぴい」を利用して得られた収益は、すべて利用許諾申請者に入るような商標登録出願を行った。商標は、天竜川ブランディング推進委員会が監理するため、商標登録出願人は、委員長である浜松河川国道事務所長である。このように、商標登録出願人が国である場合、出願人が財産処分権限を有していることを証明する必要があり、今回は、浜松河川国道事務所長に国土交通省の財産処分権限があることを証明する必要があった。国土交通省所管国有財産取扱規定により、国有財産の管理及び処分は、当該部局の職員に分掌させることができると規定されており、地方整備局組織規則により、菊川及び天竜川下流については、浜松河川国道事務所の所掌事務となっている。これに基づいて、浜松河川国道事務所長に国土交通省の財産処分権限があることを証明した。

5. 今後の課題

「りゅっぴい」の認知度について、SNS等への利用が始まろうとしているが、「りゅっぴい」を知ってもらえないことには、利用する効果が発揮されない。まずは、「りゅっぴい」を、世間に広く知ってもらうことが必要となっている。「りゅっぴい」の認知度が上がることによって、利用する人が増え、さらに「りゅっぴい」を利用した商品の収益も増えるはずである。

浜松河川国道事務所では、封筒や名刺に「りゅっぴい」を使うなど、「りゅっぴい」を広めるべく、取り組んでいる。

参考文献

- 1) 国土交通省：参考「河川における市民団体等との連携方策のあり方について」の主要なポイント，
http://www.mlit.go.jp/river/press_blog/past_press/press/200007_12/001219index.html
- 2) 公益社団法人著作権情報センター：著作者にはどんな権利がある？，
<http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime2.html>
- 3) 特許庁：商標権の効力，
https://www.jpo.go.jp/seido/s_shouhyou/shotoha.htm